

官報

号外 昭和五十三年三月三十一日

○第八十四回国会 衆議院会議録 第十八号

昭和五十三年三月三十一日(金曜日)

議事日程 第十六号

昭和五十三年三月三十一日

午後二時開議

第一 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

第二 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

第三 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

第四 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件
公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和五十三年三月三十一日 衆議院会議録第十八号

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件
助年金法の一部を改正する法律案外二案

午後二時八分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

内閣から、公正取引委員会委員に早川晴雄君を任命したので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、法務省設置法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(保利茂君) 法務省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

○議長(保利茂君) 日程第一ないし第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

日程第一 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

日程第二 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

日程第三 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

昭和五十三年三月三十一日 衆議院會議録第十八号

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外二案 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

六三一

○議長(保利茂君) 日程第一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、日程第二、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員理事塩川正十郎君。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔塩川正十郎君登壇〕

○塩川正十郎君 ただいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案であります。これは、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、基礎歳費月額五十二万円を、本年四月から、五十四万円に引き上げた年額に改定しようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、文書通信交通費の月額五十五万円を、本年四月から、六十五万円に引き上げようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、第一秘書の給料の秘書官二号俸相当額を、本年四月から、秘書官三号俸相当額に引き上げようとするものであります。

以上各案は、いずれも議院運営委員会において起草、提出したものであります。

何とぞ、御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、両案とも可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第四 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○議長(保利茂君) 日程第四、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長中尾栄一君。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中尾栄一君登壇〕

○中尾栄一君 ただいま議題となりました内閣提出、参議院送付、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、北海道及び南九州における畑作農家に農林漁業金融公庫から貸し付ける営農改善資金につき、その使途の範囲を拡大するとともに、貸し付けを受ける資格の認定の申請期限を昭和五十八年三月三十一日まで五年間延長して、これら地域の

の農業者の経営の安定を図ろうとするものであります。本案は、三月二十四日参議院から送付されました。

委員会におきましては、三月三十日政府から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤紘一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長鴨田宗一君。

刑事補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鴨田宗一君登壇〕

○鴨田宗一君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額を引き上げようとするものであり、その内容は、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が未決の拘留、拘禁または自由刑の執行等により身体の拘束を受けた場合、その補償金の額の算定基準となる日額を千円以上四千円以下とするものであります。

本委員会においては、三月二十四日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、本日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤紘一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長伏木和雄君。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伏木和雄君登壇〕

○伏木和雄君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、住宅建設の促進に資するため、住宅金融公庫の行う個人住宅建設資金、災害復興住宅建設資金等の貸付金に係る償還期間を、木造等の住宅については十八年以内を二十五年以内に、簡易耐火構造の住宅については二十五年以内に三十年以内に延長するほか、昭和五十三年度内に申し込みの行われる個人住宅建設資金及び住宅改良資金等のうち、みずから居住することを目的とする者に対する貸付金について、一年以内の据え置き期間を設けることができることとしております。

本案は、去る二月六日本委員会に付託され、三月一日建設大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重審議いたしました。その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、本日本案に対する質疑を終了しましたが、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会

議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して渡辺栄一君より、施行期日が「昭和五十三年四月一日」とあるのを「公布の日」に改める修正案が提出され、提出者より趣旨の説明を聴取した後、討論を省略して直ちに採決を行いましたところ、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、公庫の貸付金の金利の引き下げなど七項目の附帯決議が附されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

出席國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君
農林大臣 中川一郎君

昭和五十三年三月三十一日 衆議院會議録第十八号

朗読を省略した議長の報告 法務省設置法の一部を改正する法律案(参議院回付) 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

建設大臣 櫻内 義雄君
国務大臣 船村 佐四郎君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、昨三十日、人事院総裁藤井貞夫君から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく昭和五十二年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

(要求書受領)

一、今三十一日、内閣から、公正取引委員会委員に早川晴雄君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議員死去)

一、茨城県第三区選出議員丹羽喬四郎君は、昨三十日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

相沢 英之君

佐藤 隆君

佐藤 隆君

相沢 英之君

大蔵委員

辞任

補欠

荒木 宏君

工藤 晃君

工藤 晃君
文教委員

辞任

補欠

山原健二郎君

津川 武一君

津川 武一君

山原健二郎君

農林水産委員

辞任

補欠

佐藤 隆君

鹿野 道彦君

堀之内久男君

稲垣 実男君

小川 国彦君

兒玉 末男君

津川 武一君

山原健二郎君

稲垣 実男君

堀之内久男君

鹿野 道彦君

佐藤 隆君

兒玉 末男君

小川 国彦君

山原健二郎君

津川 武一君

商工委員

辞任

補欠

西中 清君

二見 伸明君

工藤 晃君

荒木 宏君

二見 伸明君

西中 清君

荒木 宏君

工藤 晃君

予算委員

辞任

補欠

兒玉 末男君

小川 国彦君

二見 伸明君

西中 清君

小川 国彦君

兒玉 末男君

西中 清君

二見 伸明君

(常任委員死去)

一、昨三十日、懲罰委員丹羽喬四郎君は死去された。

(議案提出)

一、昨三十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案送付)

一、昨三十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昨三十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

石油税法案

一、昨三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(回付議案受領)

一、今三十一日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和五十三年三月三十一日

衆議院議長 保利 茂殿

参議院議長 安井 謙

附則

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、別表四の改正規定中沖縄刑務所に係る部分は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から〇〇施行する。〇、別表十二の改正規定中東京入国管理事務所羽田空港出張所に係る部分は、新東京国際空港の供用開始の日から

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十三年三月三十日

提出者

議院運営委員長 細田 吉蔵

国会議員互助年金法の一部を改正する法律
国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項を附則第十四項とし、附則第十二項を附則第十三項とし、附則第十項の次に次の二項を加える。

（昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例）

11 昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、六百四十八万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職権改定）

12 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

理 由

昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十三年三月三十日

提出者

議院運営委員長 細田 吉蔵

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「五十五万円」を「六十五万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

理 由

国会議員が受ける文書通信交通費の月額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十三年三月三十日

提出者

議院運営委員長 細田 吉蔵

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十三年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「秘書官の二号俸」を「秘書官の三号俸」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

2 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「秘書官の二号俸」を「秘書官の三号俸」に改める。

理 由

国会議員の秘書のうち秘書官の二号俸の俸給月額に相当する額を受ける秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月二十四日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

（北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正）

第一条 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和三十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「行なう」を「行う」に、「又は乳牛若しくは肉用牛」を「果樹の植栽若しくは育成に必要なもの又は乳牛、肉用牛若しくは種豚」に改める。

第六条第三項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

（南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正）

第二条 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和四十三年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「行なう」を「行う」に、「若しくは肉用牛」を「肉用牛若しくは種豚」に改める。

第六条第三項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の内容は、次のとおりである。

1 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正

北海道寒冷地畑作営農改善資金の使途に種豚の購入及び果樹の植栽又は育成を加えるとともに、資金の貸付けを受ける資格の認定の申請期限を五年延長して昭和五十八年三月三十一日までとすること。

2 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正

南九州畑作営農改善資金の使途に種豚の購入を加えるとともに、資金の貸付けを受ける資格の認定の申請期限を五年延長して昭和五十八年三月三十一日までとすること。

二 議案の可決理由

本案は、自然条件等の劣悪な北海道及び南九州における畑作農家の経営安定を図るため適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。
右報告する。

昭和五十三年三月三十日

農林水産委員長 中尾 栄一

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、農産物の総合的自給力の強化のための畑作農業の重要性にかんがみ、農業生産の地域指標の試案等を勘案し、本制度の在り方を含めて、畑作農業の振興のための総合的な基本施策を確立し、その強力な推進を図るとともに、本法の運用に当たっては、左記各項の実現に努めるべきである。

記

一 畑作農業振興の根幹をなす畑地の基盤整備事業は著しく立ち遅れている現状にかんがみ、畑地の土地改良、農地保全及び土壌改良等各種事業について、事業量の拡大、採択基準の引下げ、進度の促進等を積極的に推進すること。また、地力の維持増進、輪作体系の確立等を図ること。

二 本制度の運営に当たり、貸付適格農家の営農改善計画の認定と資金貸付けが当初の計画どおり円滑に行われるよう次の措置を講ずること。

1 融資対象農家の経営水準及び改善目標を实情に即するよう改訂すること。

2 本資金の金利、償還期限、貸付限度額等の貸付条件の改善措置を検討するとともに、農家の資金事情を改善すること。

3 営農指導体制を強化すること。

三 畑作農業の振興のため、優良品種の開発、地力維持技術、機械化体系、輪作体系等の確立、病虫害対策等の試験研究を拡充強化し、これが営農に密着するよう普及奨励に努めること。

四 北海道及び南九州等遠隔地の農産物の流通改善に資するため、長距離輸送に対応する集出荷施設の整備、輸送体系の確立等につき、一層の援助助成の措置を講ずること。

右決議する。

刑事補償法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年三月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

刑事補償法の一部を改正する法律

刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「八百円以上三千二百円以下」を「千円以上四千四百円以下」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

理 由

最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額を引き上げようとするもので、その内容は、無罪の裁判又はこれに準ずる裁判を受けた者が未決の拘留、拘禁又は自由刑の執行等により身体の拘束を受けた場合、その補償金の額の算定基準となる日額を千円以上四千四百円以下（現行八百円以上三千二百円以下）とするものである。

二 議案の可決理由

本案は、いわゆるえん罪者に対する補償の改善を図ろうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第

第である。
右報告する。

昭和五十三年三月三十一日

法務委員長 鴨田 宗一
衆議院議長 保利 茂殿

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十三年二月六日

内閣総理大臣 福田 赳夫

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表一の項、五の項及び六の項中「二十五年」を「三十年」に、「十八年」を「二十五年」に改める。

附則第七項から第十三項までを削り、附則に次の一項を加える。

7 公庫は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金のうち自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金、同条第五項の規定による貸付金のうち自ら居住するため住宅の改良を行う者に対する貸付金及び同条第八項の規定による貸付金のうち自ら居

住するための住宅部分を有する家屋の用に供する土地について宅地防災工事を行う者に対する貸付金に限る。)については、第二十一条第一項の規定にかかわらず、貸付けの日から起算して一年以内の据置期間を設けることができる。この場合において、貸付金の償還期間には据置期間を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

2 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表一の項及び第八条の第二項の表三の項中「十八年」を「二十五年」に改める。

(経過措置)

3 住宅金融公庫の貸付金の償還期間に関して、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫が昭和五十三年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

理 由

住宅の建設の促進に資するため、住宅金融公庫の行う個人住宅貸付けに係る償還期間の延長等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法律案は、住宅建設の促進に資するため、住宅金融公庫の行う個人住宅貸付けに係る償還期間の延長等を行うものとするもので、その主な改正の内容は次のとおりである。

1 個人住宅建設資金、災害復興住宅建設資金等に係る貸付金の償還期間を、木造等の住宅については十八年以内を二十五年以内に、簡易耐火構造の住宅については二十五年以内に三十年以内にそれぞれ延長するものとする。

2 昭和五十三年度内に申込みの行われる個人住宅建設資金、住宅改良資金等に係る貸付金のうち自ら居住することを目的とする者に対する貸付金について、一年以内の据置期間を設けることができるものとする。

3 1の改正に伴い、北海道防寒住宅建設等促進法について所要の改正を行うものとする。

二 議案の修正議決理由

住宅の建設の促進に資するための措置として必要と認めるが、施行期日を修正する必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画において、貸付契約予定額として一般住宅資金貸付二兆二千八百二十六億八千五百万円及び市街地再開発住宅等資金貸付千八百四十三億八千九百万円の中にそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和五十三年三月三十一日

建設委員長 伏木 和雄
衆議院議長 保利 茂殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日昭和五十三年四月一日から施行する。

(別紙)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 公定歩合の引下げに伴い、資金運用部資金金利の引下げが行われた場合、公庫の貸付金の金利を引下げるよう努力すること。
 - 二 個人住宅の貸付限度額を引き上げるとともに償還方法の改善をも検討する等貸付条件の改善に努力すること。
 - 三 中古マンションの取得を容易にするとともに、戸建ての中古住宅を融資対象とするよう貸付条件を改善するほか、取得にかかわる諸税の軽減措置を講ずるよう努力すること。
 - 四 個人住宅建設資金とあわせて貸付ける土地費については、その貸付対象の量を増加するとともに貸付限度額を実態に即して大幅に引き上げるよう努力すること。
 - 五 公庫融資に伴う火災保険契約については、特約火災保険にかかわらず、これと同等の内容の他の保険(共済を含む。)も契約ができるよう改善に努力すること。
 - 六 大規模な開発事業に伴い増加する地方負担の軽減を図るため、関連公共、利便施設建設資金に対する貸付条件の改善に努力すること。
 - 七 住宅政策の強化を図るため、住宅基本法の制定を促進するとともに、住宅行政の一元化について、格段の努力をすること。
- 右決議する。

衆議院會議録第十六号(中正誤)

ベシ 段 行 誤 正
五七 二 五 資金の 資金に

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大)

97